


介護報酬の算定構造

介護サービス

:平成30年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (165単位)	所要時間が20分から起算して25分を超過ごとに+66単位(198単位を限度)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (I) +20/100 特定事業所加算 (II) +10/100 特定事業所加算 (III) +10/100 特定事業所加算 (IV) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者住宅介護従事者研修修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で障害者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	(2) 20分以上30分未満 (248単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (394単位)											
	(4) 1時間以上 (575単位に30分を増すごとに+83単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (181単位)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (I) +20/100 特定事業所加算 (II) +10/100 特定事業所加算 (III) +10/100 特定事業所加算 (IV) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者住宅介護従事者研修修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で障害者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位	
	(2) 45分以上 (223単位)											
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 98単位)												
二 初回加算 (1月につき +200単位)												
ホ 生活機能向上連携加算												
(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)												
(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)												
ヘ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計										
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×137/1000)												
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×100/1000)												
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×55/1000)												
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)												
(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき (3)の80/100)												

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、着脱又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,250単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算							
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位)							
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)							
ハ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×58/1000)							
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×42/1000)							
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×23/1000)							
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)							
(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき (3)の80/100)							

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100